議案第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改正後
第1条から第25条の2まで 略	第1条から第25条の2まで 略
 (特別報酬) 第25条の3 消費生活相談員及びもりぐち児童クラブ指導 パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、普通報酬のほか、特別報酬を支給することができる。 (1)及び(2) 略 2及び3 略 	(特別報酬) 第25条の3 消費生活相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、普通報酬のほか、特別報酬を支給することができる。 (1)及び(2) 略 2及び3 略
以下 略	以下 略

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。